

(北中城村内の資源有効活用のため、草・木枝などの受入れ・回収を行っています)

<2024年3月1日改訂版>

(ご案内) 私ども株式会社E M研究機構は北中城村様より指定管理業務を受け、村内島袋の「北中城村植物ごみ資源化ヤード」において、村内の住宅や公共施設などから出る木枝などを、受入れまたは回収し木材チップや堆肥にし、資源の循環を行っています。完成した木材チップや堆肥は、希望者に配布または販売を予定しております。村内の皆様におかれましては是非ご活用下さい。

「持込み・回収の基準」

- 持込み(受入れ)・回収可能な木枝 → 下記の「持込み(受入れ)できない木材以外」の木枝
- 持込み(受入れ)・回収できない木枝 → 木材及び建築廃材などの加工されたもの。営農行為で生産されたもの。
特定の樹木(ヤシ・有毒植物・根株・ムラサキカタバミ・ツルヒヨドリ・コブシなど)

◆ 出し方について

太い木枝: 直径15cm以上の物は、長さ60cm程度に切断して下さい。

細い木枝: 直径15cm以下の物は、1m以内で5kg程度で束ねて下さい。

* 但し、回収の場合は一度に草(6袋)・木(6束)で合計6個以内でお願いいたします。

* 規定範囲外の物は受付いたしかねますので、ご注意下さい。



◆ 回収について

回収場所: 北中城村内(お電話で詳細な場所をお伝え下さい。)

回収時間: 8:30から(前日の17時までにご連絡下さい。)★毎週木曜日のみ
(但し、木曜日が祝日・慰霊の日・年末年始に当たる場合は除く)

◆ 持ち込み(受入れ)について

- ・受入場所/北中城村島袋1631
 - ・受入時間/ (9:00~16:00)
 - ・受入日 /月曜日から金曜日と、第1及び第3の日曜日
- * 但し、警報発令時には臨時休業する場合もございます、必ず連絡の上、持込みをお願いいたします。

◆ お問い合わせ先

株式会社E M研究機構(北中城村植物ごみ資源化ヤード: 指定管理者)

電話: 0120-348-089 (無料通話)

- ・営業時間/ 8:30~17:15
- ・休業日 /土曜日・祝日・慰霊の日・年末年始と、第2及び第4、第5の日曜日

北中城村植物ごみ資源化ヤード(地図)



【 持込み（受入）・回収できない草・木枝などについて 】

< 2024年3月1日改訂版 >

下記にて、持込み（受入れ）・回収できない草・木枝の特徴と参考写真をご案内いたします。整備作業や持込み時にご活用下さい。
植物資源ごみの仕分けと、受入・回収にご理解とご協力を頂き感謝いたします。よろしくお願いいたします。

■ 夾竹桃（キョウチクトウ）

キョウチクトウ科キョウチクトウ属。

強力な毒成分（強心配糖体のオレアンドリンなど）が含まれ、キョウチクトウを**燃やして出た煙にも残る**。

◆特徴

葉は長楕円形で、両端がとがった形。やや薄くて固い。花卉は基部が筒状で、その先端で平らに開いて五弁に分かれ、それぞれがややプロペラ状に曲がる。ピンク、黄色、白など、数多くの品種がある。



●持込・回収できない理由

上記にもあるように、強力な毒成分があるため、チップ化および堆肥化が困難で、焼却処分が出来ず、有毒植物の処理が条例で禁止されているため。

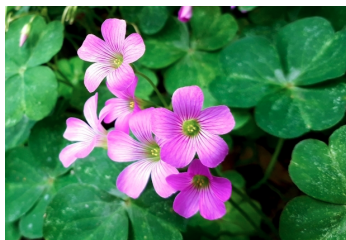
■ 紫片喰（ムラサキカタバミ）

カタバミ科カタバミ属の植物。

土の中の鱗茎を取り除かない限り繁殖が収まらず、非常に駆除の困難な雑草で、芝地を中心に広く見られる。

◆特徴

背丈は約30cm、地下に鱗茎があり地上には葉と花柄だけ。葉は三出腹葉、小葉はハート形で花は青みのある濃い桃色で、花筒部奥は白く抜け、花の中心部に向けて緑色の筋が入る。



●持込・回収できない理由

鱗茎が非常に多く取り尽くすのが非常に難しく、一旦、堆肥などに根付いてしまうと、駆除が困難で、条例で処分が禁止されているため。

■ ハマスゲ（通称：コウブシ” 香附子）

カヤツリグサ科カヤツリグサ属の植物。

乾燥や日差しに強く、繁殖力も高い雑草。

◆特徴

地下に塊状の茎を持ち細い縄のような葡萄茎を伸ばして広がる。舗装道路の路傍にもよく出現し、時にはアスファルトを突き破って、生えてくる駆除が困難な雑草。



●持込・回収できない理由

乾燥や熱に強く塊状の茎の処理が困難で、堆肥中でも繁殖するため。また、条例で処分が禁止されているため。

■ 椰子（ヤシ）



●持込・回収できない理由

基部および鞘、茎部が繊維質で、非常に硬質のためチップ化および、堆肥化が困難なため。
また、条例で処分が禁止されているため。



■ ツルヒヨドリ

●持込・回収できない理由

繁殖力が旺盛で綿毛を付けた種が風によって飛ばされて増えますが、再生能力も高く残った根や折れた茎からも再生することができ、堆肥化が不能なため。特定外来生物として条例で処分が禁止されています。

■ 加工された木材（建築廃材など）

●持込・回収できない理由

処分費が設定された加工木材の処理が条例で禁止されているため。

■ 営農行為などで生産された物（野菜・果物・花など）

●持込・回収できない理由

個人または事業者が販売目的で生産された物の引取りは条例で禁止となっているため。